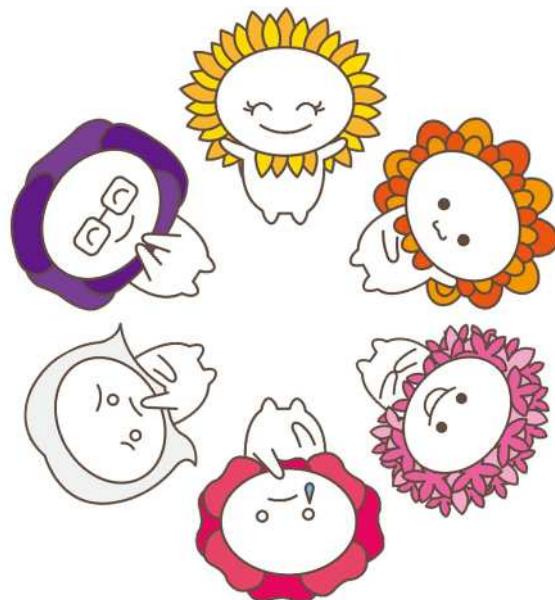


高齢者虐待防止・ 対応マニュアル



恵 庭 市
<改訂版>

はじめに

平成 12 年の介護保険制度の施行から高齢者支援の施策は大きく変革しました。「介護」は家庭内のものではなく社会が取り組むべき事柄となり、昨今の著しい高齢化の現状と相まって介護保険サービスは身近な制度となりました。

しかし、高齢者への虐待事例は後を絶たず年々増加傾向にあります。社会問題となった高齢者虐待への対応として、国は平成 18 年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる高齢者虐待防止法）」を制定しました。このような状況を受けて、当市でも平成 20 年より「恵庭市虐待防止ネットワーク」を組織し、同時に高齢者虐待防止マニュアルを作成して高齢者虐待解消への対応と防止の取り組みを行って参りました。

このたび、当市や地域包括支援センターなどの実際の運用状況を踏まえ、より円滑に高齢者虐待に対応するための支援体制を構築することに主眼を置いて、改訂しました。

「高齢者虐待」について理解を深めていただきながら、皆様のそれぞれのお立場でご協力を賜りたいと考えております。

令和 7 年 2 月
恵庭市保健福祉部介護福祉課

目 次

高齢者虐待について

1. 高齢者虐待防止法とは	・・・・・・	P 1
2. 高齢者虐待の未然防止	・・・・・・	P 2
3. 高齢者虐待の定義と類型	・・・・・・	P 3
4. 高齢者虐待発見のチェックリスト	・・・・・・	P 5

高齢者虐待の対応

5. 養護者による高齢者虐待の対応の流れ	・・・・・・	P 8
6. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応の流れ	・・・・・・	P 10
7. 恵庭市高齢者虐待防止ネットワーク	・・・・・・	P 12
8. 高齢者虐待の相談窓口	・・・・・・	P 13

(参考資料)「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」
・・・・・・ 巻末

1. 高齢者虐待防止法とは

(1)高齢者虐待防止法成立の背景

高齢者の方々が地域の中で尊厳を持って暮らしていくためには、高齢者虐待を防止することが極めて重要です。このため国では、虐待を受けた高齢者の保護はもちろんのこと、その家族や養護者の負担軽減などを定めた「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援などに関する法律」いわゆる高齢者虐待防止法（以下「法」）を平成18年4月から施行しました。

(2)高齢者虐待防止法のポイント

①高齢者虐待の定義付けを明確化

曖昧だった高齢者虐待の定義を明確化し、虐待の種類が分類化されました。（法第2条）

②保健・福祉・医療関係者の早期発見・協力の努力義務

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療機関、病院、高齢者福祉に業務上関係のある団体、医師、保健師、弁護士、その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。

また、これらの者は、国や地方自治体が講ずる啓発活動や施策に協力するよう努めなければなりません。（法第5条）

③発見者には、通報（努力）義務

虐待を受けたと思われる高齢者を発見したものは、速やかに市町村に報告しなければなりません。（法第7条、第21条）

④市町村には、届出・通報窓口と連携協力体制の整備を義務化

市町村に、虐待の届出・通報窓口を明らかにし市民等に周知することや関係機関や民間団体等との連携協力体制の整備（ネットワーク化）が義務化されました。（法第16条・第18条）

⑤立入調査権

虐待により高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、市町村に立入調査権が認められました。（法第11条）

⑥養護者の支援

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を行うこととなりました。（法第6条・第14条）

Q & A 「支援困難事例として対応するのではなく、虐待と認定する必要があるのはなぜ？」

高齢者虐待と認定されることで、市町村権限の行使も含めた適切な対応を検討することが可能となり、必要な場合には養護者も支援の対象として明確にする必要があるためです。

2. 高齢者虐待の未然防止

高齢者の介護は考える以上に大変です。介護負担が重すぎる結果、つい介護者が虐待に及んでしまう可能性が高くなります。

高齢者虐待を未然に防止するためには、地域住民・関係機関が「高齢者虐待」について理解し身近な地域で起きていることを問題として認識することが大切です。



【地域のみなさんができること】

地域の人が介護している家庭やひとり暮らしの高齢者をやさしく見守るなどして、地域から孤立させないことが大切です。

- ・日常生活での声掛けなどの挨拶を交わす。
- ・出会ったときに元気がないようなときなどの声掛けによる元気づけ。
- ・新聞がたまっているか、夜になったら電気がついているかなどの見守りなど、身近なご近所だからこそできことがあります。



【関係機関のみなさんができること】

介護事業者等が日頃の業務を通じて、高齢者や介護者などの家族との関係を作ることは大切です。小さな問題にも相談にのり、高齢者・介護者双方のストレス解消に努めることにより、家族間の関係悪化を防ぎ、高齢者虐待を防止する力になります。

認知症の正しい理解は虐待防止につながります

全国調査において、認知症のある高齢者の行動障害が原因で介護者の介護負担やストレスが増大したことが、虐待の発生要因の上位として挙げられています。

介護者や関係者が認知症高齢者の理解を深めることにより、高齢者の環境調整や対応方法の改善をしていくことで、認知症による行動障害が軽減できると言われています。

恵庭市でも認知症に対する正しい知識や理解を深めていただくため、認知症サポーター養成講座を開催しております。



ケアラー支援は虐待防止につながります

ケアラーの心身の負担軽減は、ケアラー自身の生活の質の向上だけではなく、要介護者に対する虐待防止生活困窮化リスクを低下することにもつながります。

ケアラーが誰にも相談できず一人で悩みを背負い続けた場合、さらなる問題が発生し、ケアラーと要介護者が共倒れしてしまう可能性もあります。

ケアラーの方は、悩みや負担を抱え込まないよう、地域のネットワークへの相談や各種福祉サービスを活用してください。

3. 高齢者虐待の定義と類型

(1) 高齢者虐待の定義

高齢者虐待とは、「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれること」をいいます。

【用語の定義】

高齢者：65歳以上の者

養護者：現に高齢者を養護する者で、養介護施設従事者等以外の者

養介護施設従事者等：「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者

しかし、65歳未満の者に対する虐待についても、法の趣旨に則り「高齢者」に準じた対応を実施します。

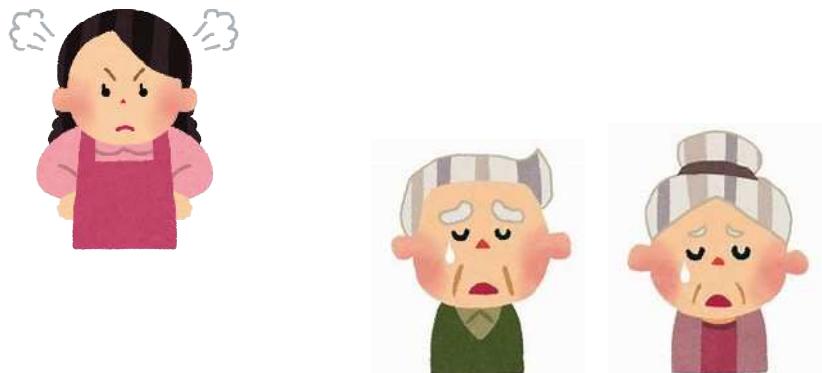
(2) 高齢者虐待の類型

虐待の類型	具体的な例
身体的虐待 高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。	<ul style="list-style-type: none">・つねる、殴る、蹴る、やけど・打撲させる。本人に向けて刃物を近づけたり、投げたりする。・ベッドに縛りつけるなど行動を制限する。・外から鍵をかけて閉じ込める。・無理に食事を口の中に押し込む。・意図的に薬を過剰服用させる。・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。
心理的虐待 高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none">・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑したり、それを人前で話す高齢者に恥をかかせる。・侮蔑を込めて子どものように扱う。・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。・家族、友人などとの団らんから排除する。・介護者の都合だけで、トイレに行けるのにおむつをあてたり食事の全介助をする。



虐待の類型	具体的な例
性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為をさせること。	<ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器への接触、性行為を強要する。 ・排泄の失敗に対し罰として下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすい等という理由で、下半身を裸にしたり下着のままで放置する。 ・人前でおむつ交換をする。
経済的虐待 養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当財産上の利益を得ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・受診、入院や介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 ・本人の自宅などを本人に無断で売却する。 ・本人の年金や預貯金を無断で使用する。 ・入所者の私物や預り金を勝手に榨取したり、使い込む。
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト) 高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・水分や食事が十分与えられておらず、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・入院、治療が必要にも関わらず、受診させなかつたり強引に病院や施設などから連れ帰ったりする。 ・適時におむつ交換など必要なケアを行なわない。 ・身体や居室を不潔のまま放置する。 ・高齢者に対して行う暴力や暴力行為を放置する。

※法律で定められている上記の他、高齢者自身による、自分自身の健康や安全を損なうことになるような怠惰、不適切または自虐的な行為を「自己放任（セルフネグレクト）・自虐」として高齢者虐待の範疇に含めることが一般的なこととなっています。



4. 高齢者虐待発見のチェックリスト

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものが考えられます。

複数の項目にあてはまると、疑いの可能性はより濃くなってきます。一つのサインが複数の虐待類型に関わる可能性もあります。

これらはあくまでも例示です。この他にも様々な「サイン」がありますので、疑わしい場合は注意深く観察することが必要です。

《身体的虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
<input type="checkbox"/>	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
<input type="checkbox"/>	大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
<input type="checkbox"/>	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
<input type="checkbox"/>	頭、顔、頭皮等にキズがある。
<input type="checkbox"/>	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
<input type="checkbox"/>	急におびえたり、恐ろしがったりする。
<input type="checkbox"/>	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
<input type="checkbox"/>	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
<input type="checkbox"/>	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
<input type="checkbox"/>	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

《心理的虐待のサイン》

<input type="checkbox"/>	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
<input type="checkbox"/>	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
<input type="checkbox"/>	身体を委縮させる。
<input type="checkbox"/>	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
<input type="checkbox"/>	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
<input type="checkbox"/>	自傷行為がみられる。
<input type="checkbox"/>	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
<input type="checkbox"/>	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

《性的虐待のサイン》

<input type="checkbox"/>	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
<input type="checkbox"/>	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
<input type="checkbox"/>	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
<input type="checkbox"/>	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
<input type="checkbox"/>	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
<input type="checkbox"/>	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
<input type="checkbox"/>	睡眠障害がある。
<input type="checkbox"/>	通常の生活行動に不自然な変化が見られる。

《経済的虐待のサイン》

<input type="checkbox"/>	年金や財産収入等があることは明白なのにも関わらず、お金がないと訴える。
<input type="checkbox"/>	自由に使えるお金がないと訴える。
<input type="checkbox"/>	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがらない。
<input type="checkbox"/>	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
<input type="checkbox"/>	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
<input type="checkbox"/>	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

《ネグレクト（介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン》 ※自己放任を含む

<input type="checkbox"/>	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている。また異臭を放っている。
<input type="checkbox"/>	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
<input type="checkbox"/>	寝具や衣類が汚れたままの場合が多い。
<input type="checkbox"/>	汚れたままの下着を身につけるようになる。
<input type="checkbox"/>	かなりのじょくそう（褥瘡）ができている。
<input type="checkbox"/>	身体からかなりの異臭がする。
<input type="checkbox"/>	適度な食事を準備されていない。
<input type="checkbox"/>	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
<input type="checkbox"/>	栄養失調の状態にある。
<input type="checkbox"/>	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

《セルフネグレクト（自己放任）のサイン》

<input type="checkbox"/>	戻間でも雨戸が閉まっている。
<input type="checkbox"/>	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
<input type="checkbox"/>	配食サービス等の食事がとられていない。
<input type="checkbox"/>	薬や届けた物が放置されている。
<input type="checkbox"/>	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
<input type="checkbox"/>	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、諦めの態度がみられる。
<input type="checkbox"/>	室内や住居の外にごみがあふれていったり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

《養護者の態度にみられるサイン》

<input type="checkbox"/>	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
<input type="checkbox"/>	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
<input type="checkbox"/>	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
<input type="checkbox"/>	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
<input type="checkbox"/>	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
<input type="checkbox"/>	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
<input type="checkbox"/>	保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

《地域からのサイン》

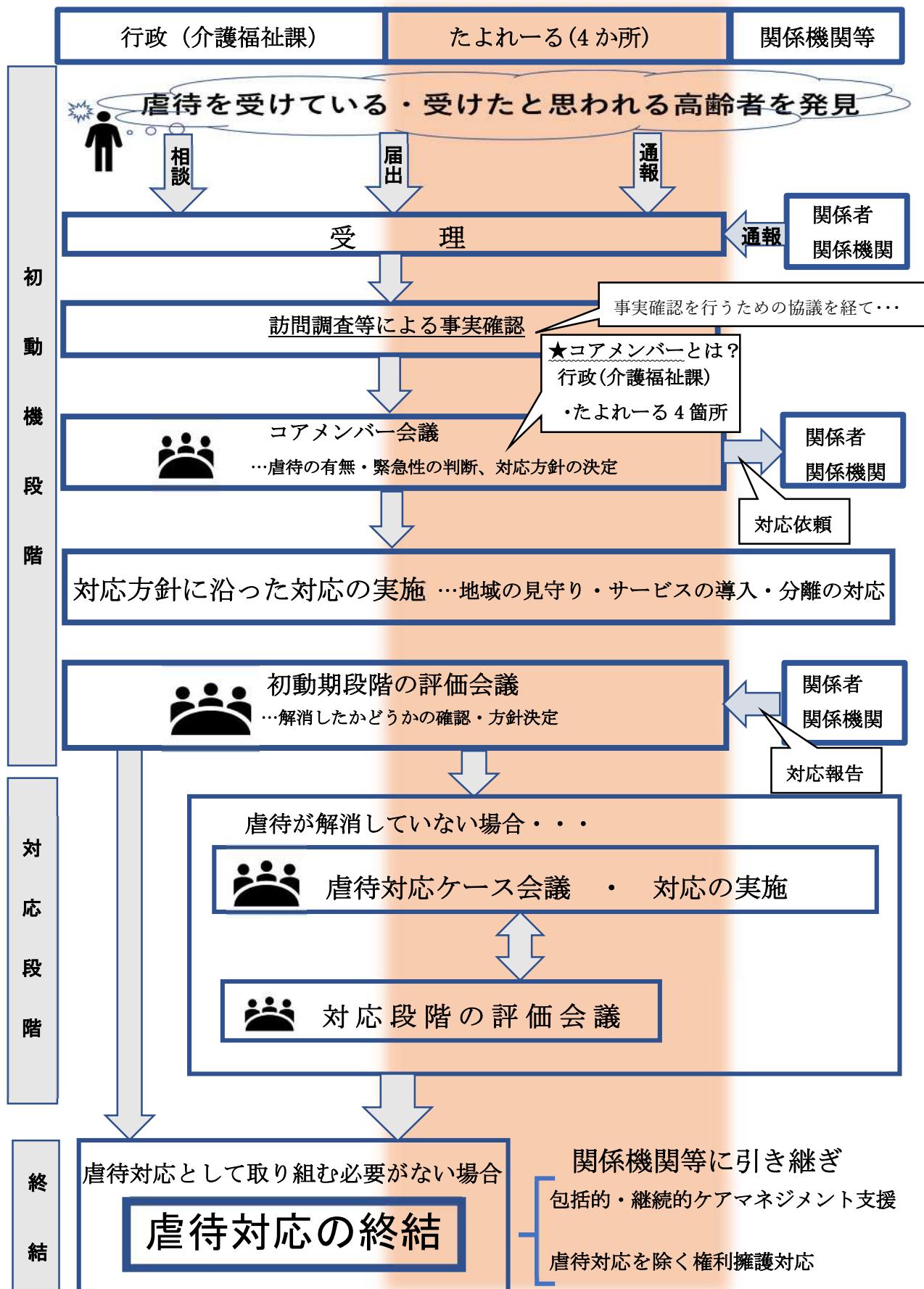
<input type="checkbox"/>	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
<input type="checkbox"/>	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のベンキがはげている、ごみが捨てられている。）を示している。
<input type="checkbox"/>	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
<input type="checkbox"/>	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
<input type="checkbox"/>	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等頻繁に買っている。
<input type="checkbox"/>	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
<input type="checkbox"/>	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

※ セルフネグレクト（自己放任）とは

認知症などにより、判断能力の衰えた一人暮らしの高齢者が、自ら他者に対して援助を求めず、自分で自分の日常生活を放置している状態で、高齢者虐待に準じた対応が必要である。

5. 養護者による高齢者虐待対応の流れ

(1) 高齢者虐待対応の全体フロー図



(2) フロー図の解説

初動期…高齢者の安全確保を目的に、事実確認や虐待の有無、緊急性の判断を行う。

初動期段階

○通報について

通報者は「虐待かどうか」を判断する必要はありません。重要なのは「心配な高齢者がある」ということを行政あるいは地域包括支援センターに伝えることです。虐待事例ではなかったとしても通報者に罰則等はなく、通報者に関する情報が外部に漏れることはありませんので、躊躇せず通報または相談してください。

○「高齢者虐待かもしれない」という視点

高齢者虐待に関する通報や相談は、「虐待を受けている」という直接的な表現や内容に限りません。いつもと違う様子や事柄、サービス提供上で気になることがあった場合は、「虐待かもしれない」という視点をもって適宜行政や地域包括支援センターへ相談してください。

○コアメンバー会議とは

高齢者虐待の解消を目的に参考する会議です。この会議では、虐待の事実確認方法の協議と虐待の有無と緊急性の判断を行い、協議された方針に沿って虐待解消の取り組みを行っていきます。

★コアメンバー会議に関係者が入らないのはなぜ？

コアメンバー会議は情報交換や事例検討の場ではなく、行政による虐待対応の方針を決める会議であることから、行政と地域包括支援センターのみで構成されています。

対応段階

対応段階

…虐待の解消と高齢者が安心して生活できるための環境整備を目的に、各関係機関と協働して取り組みます。虐待が解消されるまで、虐待対応ケース会議→対応→対応段階の評価会議を繰り返します。

終結段階

終結の判断

…虐待を受けている高齢者に対する虐待行為が解消され、安心安全な生活環境が整えられることが終結の要件です。終結の判断は行政がコアメンバー会議の中で行い、あわせて虐待対応終結後の支援方策についても協議します。

終結後

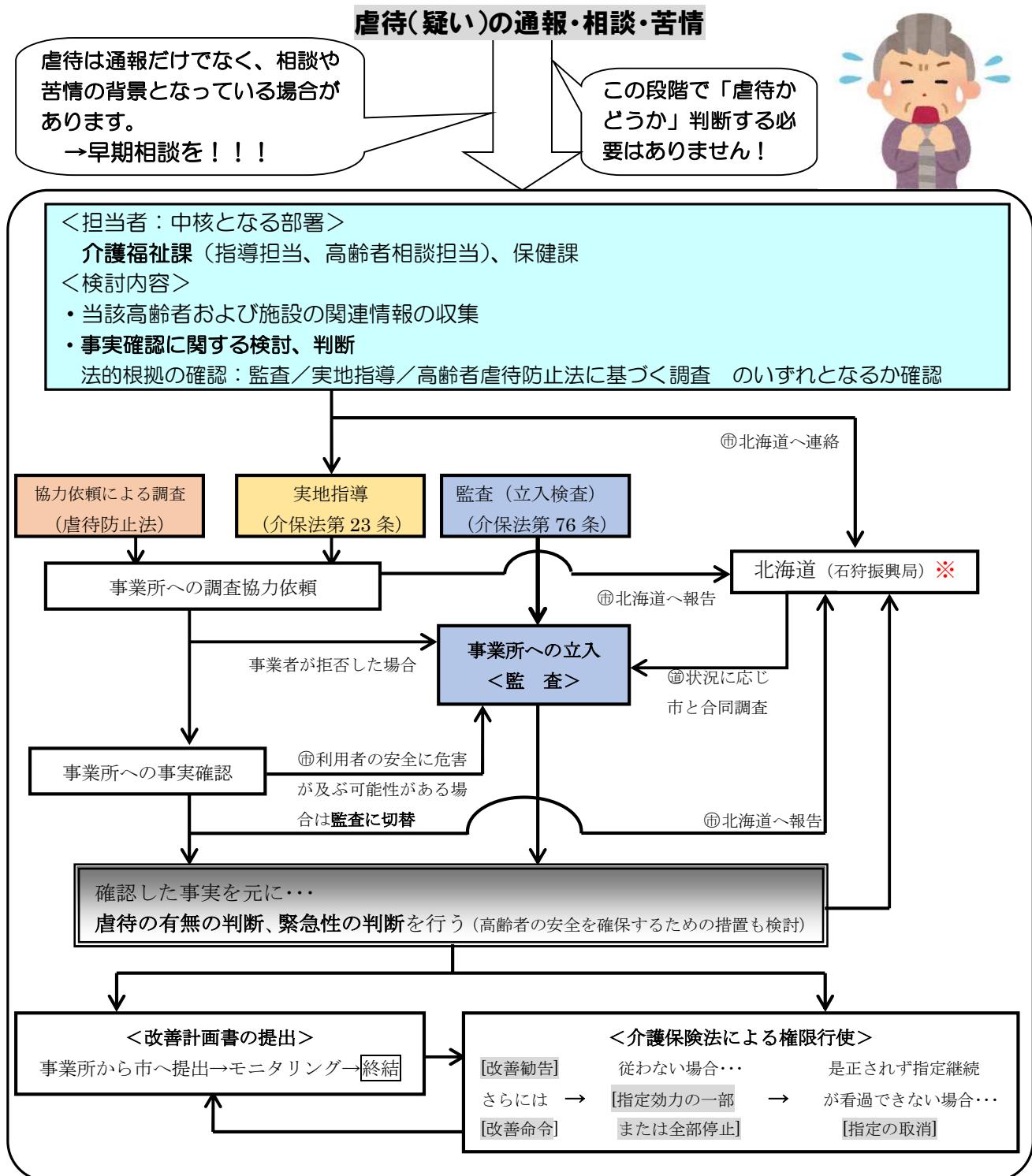
…虐待対応が終結しても高齢者への支援は続きます。虐待対応終了後も必要に応じて関係機関とともに地域包括支援センターが支援します。

6.養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応の流れ

「要介護施設従事者等」による高齢者虐待への対応は、養護者等による高齢者虐待対応と異なり、市担当部署による調査と判断に基づき進められます。

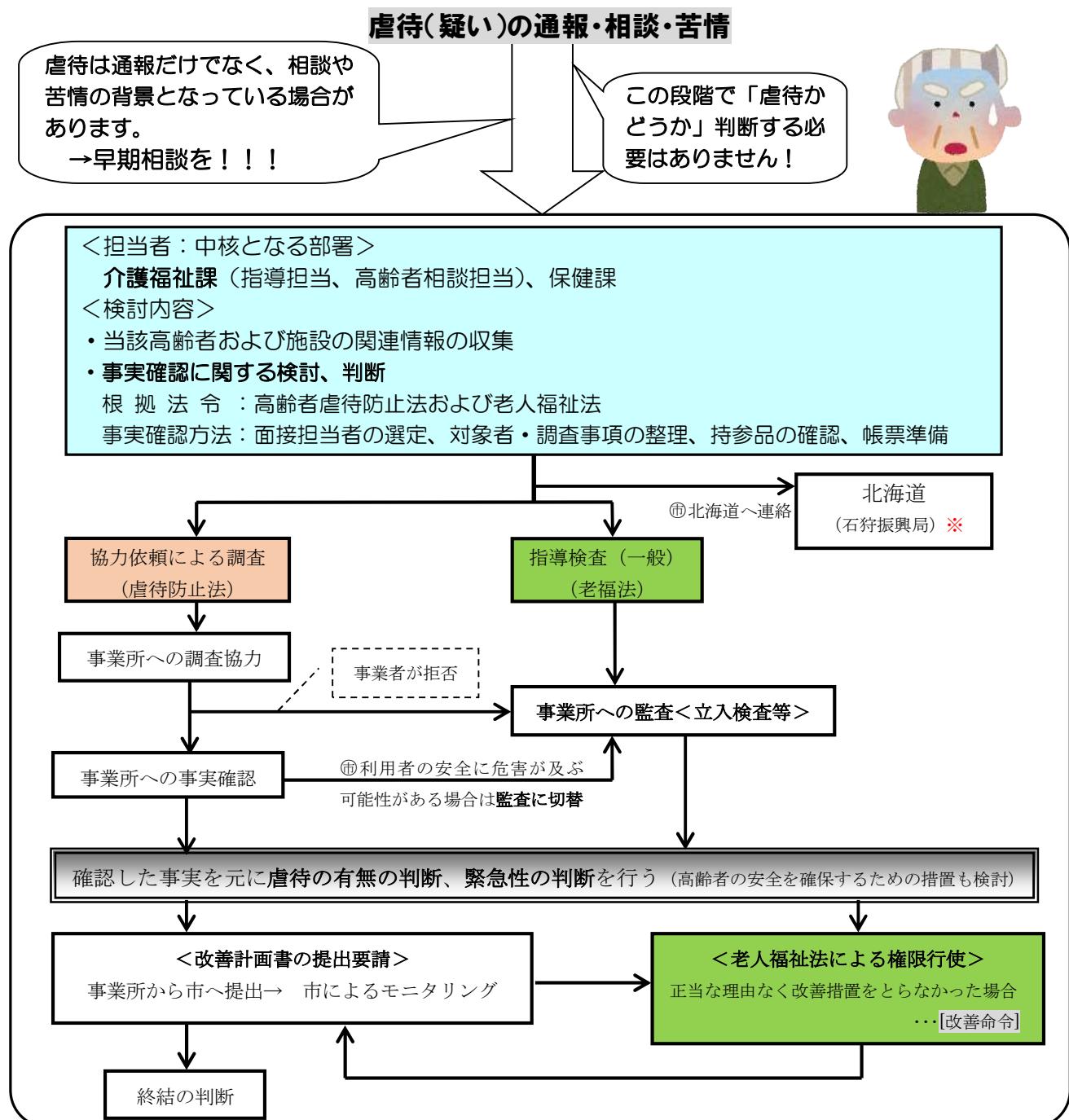
さらに、その施設が根拠とする法令によって、下記のとおり対応が分かれます。

(1) 介護保険サービス※事業所の場合



(2) 有料老人ホーム（未届け施設含）の場合

ここでの“有料老人ホーム”とは、届出の有無によらず有料老人ホームの要件を満たす施設を含みます。経費老人ホーム（ケアハウス）やサービス付高齢者住宅（分譲型除く）をはじめ、高齢者を入居対象とし食事や家事等のサービス提供をしている施設を指します。



※市の対応の流れを記載しているので北海道の対応は省略しています。

また、地域密着型介護保険サービスとそれ以外の介護保険サービスとでは北海道の対応が変わりますが、市における虐待対応の流れは同じです。

7. 恵庭市高齢者虐待防止ネットワーク

高齢者虐待防止ネットワークの役割

高齢者虐待防止ネットワーク会議には、関係機関等の代表者レベルによる「全体会議」と実務担当者レベルによる「対応ケア会議」があります。

①全体会議

高齢者虐待防止、早期発見、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護、支援体制の整備について関係機関の代表者が集まり検討していきます。

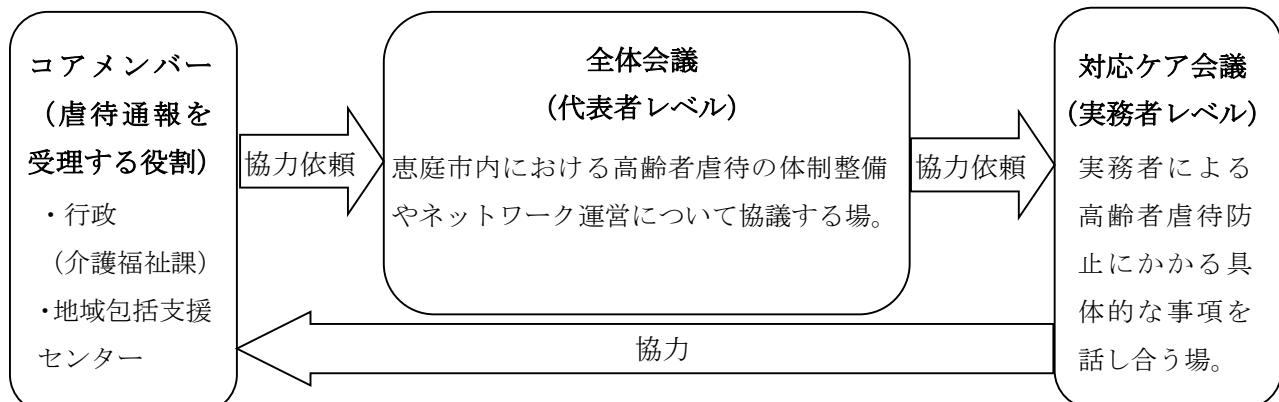
②対応ケア会議

高齢者虐待防止等の活動について、活動内容に応じた関係機関が集まり検討していきます。

「全体会議」構成機関

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| ・恵庭市民生委員児童委員連絡協議会 | ・恵庭市消防署 |
| ・恵庭市社会福祉協議会 | ・札幌弁護士会 |
| ・恵庭市老人クラブ連合会 | ・札幌人権擁護委員協議会 |
| ・恵庭市町内会連合会 | ・恵庭市障がい者総合相談支援センター（e - ふらっと） |
| ・特別養護老人ホーム | ・恵庭消費者協会 |
| ・介護老人保健施設 | ・市保健課 |
| ・小規模多機能型居宅介護 | ・市福祉課（生活保護） |
| ・恵庭市グループホームネットワークの会 | ・市介護福祉課 |
| ・恵庭市介護支援専門員連絡協議会 | ・恵庭市地域包括支援センター |
| ・恵庭市障害老人と共に歩む会 | |
| ・恵庭市医師会 | |
| ・石狩振興局保健福祉部社会福祉課 | |
| ・千歳保健所 | |
| ・千歳警察署及び恵庭交番 | |

※高齢者虐待防止ネットワークのイメージ



8. 高齢者虐待の相談窓口

■高齢者の虐待や養護者支援に関する相談は、下記の連絡先まで

- ・北海道高齢者虐待防止・相談支援センター
札幌市中央区北2条西7丁目（かでる2・7） 2階
《電話》 011-281-0928（月～金 9:00～17:00）

- ・恵庭市介護福祉課 高齢者相談担当
恵庭市京町1番地
《電話》 0123-33-3131（内線：1221・1222）



市内の地域包括支援センター

たよれーる みなみ（恵庭市みなみ地域包括支援センター）

恵庭市柏木町429-6 0123-34-8467
《担当地域》有明町 大町 文京町 牧場 盤尻 桜森 恵央町
幸町 柏木町 美咲野 桜町 駒場町 白樺町 恵南

たよれーる ひがし（恵庭市ひがし地域包括支援センター）

恵庭市末広町125-1 0123-29-5541
《担当地域》漁太 春日 中央 上山口 戸磯 和光町 黄金北
黄金南 黄金中央 相生町 緑町 住吉町 末広町
栄恵町 泉町 京町 漁町 福住町 新町 本町

たよれーる きた（恵庭市きた地域包括支援センター）

恵庭市島松本町1丁目11-1 0123-25-3100
《担当地域》島松寿町 島松仲町 島松東町 島松本町 島松旭町
北島 島松沢 下島松 中島松 西島松 林田 穂栄
南島松 北柏木町 柏陽町

たよれーる 中島・恵み野（恵庭市中島・恵み野地域包括支援センター）

恵庭市恵み野西3丁目3-10 0123-36-0036
《担当地域》中島町 恵み野東 恵み野西 恵み野南 恵み野北 恵み野里美

参考資料

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日)

(法律第百二十四号)

第百六十三回特別国会

第三次小泉内閣

改正 平成一八年六月二一日法律第八三号

同一八年一二月二〇日同第一一六号

同二〇年五月二八日同第四二号

同二三年六月二二日同第七二号

同二三年六月二十四日同第七九号

同二六年六月二十五日同第八三号

同二七年五月二九日同第三一号

同二九年六月二日同第五二号

令和二年六月十二日同第五十二号

同四年六月十七日同第六十八号

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律をここに公布する。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）

第四章 雜則（第二十六条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不當に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは

同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（平一八法八三・平二〇法四二・平二三法七二・平二三法七九・平二六法八三・平二九法五二・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な

保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、

速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十二条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十二条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十二条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該

高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平二〇法四二・平二三法七二・一部改正)

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るために緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(平二〇法四二・平二三法七二・一部改正)

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適當と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることがで

きる。

- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとす

る。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雜則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定 公布の日
二から五まで 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第一百十一条、第一百十一条の二及び第一百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(平一八法一一六・平二三法七二・一部改正)

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の

健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百十二条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

- 2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。
- 3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

（平二三法七二・追加、平二九法五二・令二法五二・一部改正）

（罰則に関する経過措置）

第一百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平二三法七二・一部改正）

(処分、手続等に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第一〇号で平成一九年一月二六日から施行)

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二一年政令第九号で平成二一年五月一日から施行)

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第

四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十二条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二十三年六月二四日法律第七九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 （平成二六年六月二五日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第百十五条の十二、第百十五条の二十二第一項及び第百十五条の四十五の改正規定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第百十五条の四十六及び第百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第百十七条、第百十八条、第百二十二条の二、第百二十三条第三項及び第百二十四条第三項の改正規定、同法第百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十六条第一項、第百二十七条、第百二十八条、第百四十一条の見出し及び同条第一項、第百四十八条第二項、第百五十二条及び第百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第

十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四及び五 略

六 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第百十六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

(平成二七年政令第四九号で平成二八年四月一日から施行)

(平二七法三一・一部改正)

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年五月二九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

附 則 （平成二九年六月二日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

（検討）

第二条

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定によ

る改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年六月一二日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六

八）抄

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期目)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

- 一 第五百九条の規定 公布の日
-

高齢者虐待防止マニュアル

平成20年10月：初版
平成21年10月：改訂版
平成23年12月：改訂版
平成24年12月：改訂版
平成30年12月：改訂版
令和 7年 2月：改訂版

発行：恵庭市
編集：恵庭市高齢者虐待防止ネットワーク
(代表編集機関)
恵庭市保健福祉部介護福祉課(高齢者相談担当)
〒061-1498 恵庭市京町1番地
Tel 0123-33-3131 (内線1222)
Fax 0123-39-2715